

中国旅行会社招請岡山・香川ファミツアー事業実施業務委託に係る  
委託事業者の公募について  
(公告)

次のとおり、企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を募集します。

令和6年7月22日

公益社団法人 香川県観光協会 会長 三矢 昌洋

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名  
中国旅行会社招請岡山・香川ファミツアー事業実施業務委託
- (2) 委託期間  
契約締結の日から令和7年3月7日まで
- (3) 契約限度額  
3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の内容  
「中国旅行会社招請岡山・香川ファミツアー事業実施業務委託 仕様書」のとおり

2 応募資格

委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、次の各号の全てに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 国又は地方自治体が過去に発注した同種の事業を実施した実績を有する、国内に本店又は営業所、活動拠点を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者。
- (5) 国税及び香川県税に滞納のない者。

3 応募方法

下記により、書類を提出してください。(別紙チェックリストもご活用ください。)

(1) 提出書類及び部数

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ① 応募意思表明書(様式1)    | 1部 |
| 次の書類を添付すること。      |    |
| ・応募概要書(様式2)       | 1部 |
| ・応募資格に関する確認書(様式3) | 1部 |

- ・応募者の法人登記事項証明書（現在事項証明書） 1部
- ・香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 各1部
- ※1 原則として、企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）ただし、企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものを提出できない場合、その理由を記載すること。
- ※2 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用）、または新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度を受けていることが確認できる書類を提出すること。
- ※3 香川県に事業所を有しない法人等であっても香川県税に滞納がないことの証明書を提出してください。
- ・過去3年度分の決算状況がわかる書類 1部

- ※1 応募意思表明書を提出した者全員に対し、8月2日（金）頃までに応募資格の確認結果通知を書面で通知します。
- ※2 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。
- ※3 応募意思表明書の提出は1者につき1部とします。支店、営業所等が異なる場合でも、法人が同一の場合は1者とし、同一法人から複数の応募意思表明書が提出された場合、当該法人は失格とします。

② 企画提案書 4部

次の書類を添付すること。

- ・見積書（様式任意。内訳は可能な限り詳細に記載すること。） 4部  
上記1(3)記載の契約限度額を超えた金額を記載した見積書を提出した提案者の企画提案は採用しない。
- ・企画提案の詳細が分かる資料 4部  
下記の項目について確認できるよう記載すること（様式任意）。
  - ア 招請予定の旅行会社の選定
    - ・実施主体が有する観光資源を活用した旅行商品の造成販売に適切な旅行会社を選定しているか。
  - イ ファムツアーの行程
    - ・事業のテーマを十分に考慮した行程となっているか。
    - ・実施主体が有する観光資源を効果的にアピールする行程となっているか。
  - ウ アフターフォローに係る施策
    - ・被招請者による商品販売を円滑に進めるためのセールス活動が具体的に提案されているか。
    - ・旅行商品の確実な予約販売につなげるためのプロモーション活動等の実効性のある取組が期待できるか。
  - エ フォロー体制の確立
    - ・事業全体を通じて、トラブル対応のために適切な体制を確立できているか。

オ 所要経費の見積額の妥当性

・仕様書に記載の業務及び提案された業務に対して、妥当な経費が計上されているか。

※1 企画提案書、見積書及び企画提案の詳細が分かる資料は、原本となる1部を除き、法人名、所在地、代表者印等法人が特定できる情報を記入しないこと。

※2 法人が特定できる情報を記入していない企画提案書については、データでも提出すること。

(2) 提出の条件

ア 企画提案書の提出は、1者につき1案とします。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めません。

ウ 企画提案書は、本業務の契約予定者（以下「採用者」といいます。）の選定作業等必要な範囲において、複製することがあります。

エ 企画提案書の著作権は、当該企画提案者に帰属しますが、採用された企画提案書の使用権は、発注者に帰属することとします。

オ 採用者決定後は、採用者は発注者と十分に協議しながら当該業務内容を決定することとし、この過程において企画提案の一部を修正又は変更する場合があります。

カ 企画提案書及びその他の提出書類の作成等に関する経費は、提案者の負担とします。

(3) 提出期限及び方法

ア 提出期限

・応募意思表明書等（上記(1)①） 令和6年7月31日（水）17：00まで

・その他提出書類（上記(1)②） 令和6年8月8日（木）17：00まで

イ 提出方法

下記9に記載している応募・照会先に、持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

受付期間は、平日（土日、祝日を除く） 8：30から12：00、13：00から17：00までとします。

4 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたっての説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

ア 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

イ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募広告で示した要件に適合しないとき。

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

エ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 6 質問の回答方法

質問は、公募開始日から令和6年7月31日（水）までメールにて受け付けます（様式4）。8月2日（金）を目途に、応募資格要件に適合する者全員にメールにて回答します

## 7 選定方法

上記3(1)により提案者（上記2の応募資格を有する者に限る。）から提出された書類を選定委員会において、審査基準に基づき審査の上選定し、採用者を決定します。審査は書面により行います。なお、審査基準の下限の点数を一者も満たさない場合には、採用者無しとします。

## 8 審査基準

審査は下記の評価項目のうちアからオまでについて評価基準による5段階評価とし、選定委員会の4名の委員の評価点をそれぞれ配点基準により計算します。各委員の採点において最も高い評価点を得た者の数（最高得点票数）をもって採用者を決定します。最高得点票数について同数の者が2者以上いる場合は、当該事業者の中から全委員の合計点が最も高い者を選定し、採用者として決定します。最高得点票数及び全委員の合計得点がいずれも同じ者が2者以上いる場合は、当該事業者と選定委員との話し合いにより採用者を決定します。

### (1) 評価項目

#### ア 招請予定の旅行会社の選定

- ・実施主体が有する観光資源を活用した旅行商品の造成販売に適切な旅行会社を選定しているか。

#### イ ファムツアーの行程

- ・業務の目的及び想定ターゲットを十分に考慮した行程となっているか。
- ・実施主体が有する観光資源を効果的にアピールする行程となっているか。

#### ウ 商談会の企画・実施

- ・商談会が効率的かつ円滑に実施できるような内容となっているか。

#### エ フォロー体制の確立

- ・事業全体を通じて、トラブル対応のために適切な体制を確立できているか。

#### オ 所要経費の見積額の妥当性

- ・仕様書に記載の業務及び提案された業務に対して、妥当な経費が計上されているか。

### (2) 評価基準

評価項目名	評価基準
ア 招請予定の旅行会社の選定	(評価項目毎に次のとおり評価)
イ ファムツアーの行程	大変優れている = 5点
ウ 商談会の企画・実施	優れている = 4点、 普通 = 3点
エ フォロー体制の確立	やや劣っている = 2点
オ 所要経費の見積額の妥当性	劣っている = 1点

(3) 配点基準

評価項目名	配点
ア 招請予定の旅行会社の選定	評価点 (5点満点) × 加点倍率 (3) = 15点
イ ファームツアーの行程	評価点 (5点満点) × 加点倍率 (3) = 15点
ウ 商談会の企画・実施	評価点 (5点満点) × 加点倍率 (3) = 15点
エ フォロー体制の確立	評価点 (5点満点) × 加点倍率 (2) = 10点
オ 所要経費の見積額の妥当性	評価点 (5点満点) × 加点倍率 (1) = 5点
小計	60点
計	60点 × 選定委員数 (4名) = 240点

(4) 下限の点数の設定

提案者の得点の下限の点数として140点を設定します。この点数を満たす提案者がいないときは、採用者なしとします。

9 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号 (空港振興課内)

公益社団法人香川県観光協会 担当者：大西 (おおにし)

TEL：087-832-3363 FAX：087-831-9606

E-mail：te6394@pref.kagawa.lg.jp

10 スケジュール

- 7月22日 (月) 公告開始
- 7月31日 (水) 公告終了、応募意思表明書・質問の受付終了
- 8月2日 (金) 応募資格要件の確認結果通知、質問の回答及び閲覧
- 8月8日 (木) 企画提案書受付締切
- 8月15日 (木) 企画提案書審査結果通知

※ 上記スケジュールについては現段階での予定であり、変更されることもあります。

※ 契約は、審査結果通知日以降、受託者との協議を踏まえて締結することとします。

11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (5) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 企画提案書を特定した場合は、当該提案書を提出した応募者に対しその旨を書面で通知する。企画提案書を特定しなかった応募者に対して、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知する。
- (7) 特定しなかった企画提案書は応募者に返却する。なお、返却を希望しない旨を提出する際に申し出た企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

- (9) 特定した提案内容については国等の行政機関の情報公開法に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (10) 契約書の作成を必要とする。
- (11) 本契約により製作された制作物・成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は発注者に帰属する。

## 提出書類チェックリスト

要提出書類	部数	(原本でない場合) 原本証明の必要性	提出期限	チェック欄
応募意思表明書 (様式1)	1	—	7月31日	
応募概要書 (様式2)	1	—		
応募資格に関する確認書 (様式3)	1	—		
※ 応募者の法人登記事項証明書 (現在事項証明書)	1	○		
※ 香川県税 (すべての税目) に 滞納のない旨の証明書	1	○		
※ 法人税、消費税及び地方消費税に 未納の税額のない旨の証明書	1	○		
過去3年度分の決算状況が 分かる書類	1	—		
企画提案書	4	—	8月8日	
見積書	4	—		
企画提案の詳細が分かる資料	4	—		

※: 原則として、企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。ただし、企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものを提出できない場合、その理由を記載すること。